

ニュースリリース

**名古屋消費者信用問題研究会のベテラン弁護士5名に訴訟を提起。  
業務妨害および名誉毀損に対する損害賠償**

本日、弁護士法人アディーレ法律事務所（東京都豊島区、以下当事務所）および代表弁護士石丸幸人（以下石丸）は、瀧康暢ら弁護士5名（以下瀧ら5名）に対して損害賠償を求める訴えを名古屋地裁に起こしました。

■訴訟の提起に至った経緯

この訴訟は、当事務所が監修した『ひとりで出来る過払い金回収完全ガイド』、『知らないと損をする！過払い金完全回収ガイド』の両書籍が、名古屋消費者信用問題研究会編著の『Q&A過払金返還請求の手引[第2版]』、『【過払い金回収マニュアル】サラ金・消費者金融からお金を取り返す方法』の著作権を侵害しているとして、瀧ら5名が当事務所および石丸を提訴したことで被った損害の賠償責任を追及するものです。

この著作権を侵害したとする訴訟は、第一審、第二審ともに、「著作権を侵害したとは認められない」という判決が下され、2013年8月に最高裁が瀧ら5名の上告を退け、当事務所の全面勝訴が確定しました（<http://www.adire.jp/media/press/2013/0819.html>）。

当事務所は法的な観点から監修を行っただけで、著作権侵害に該当しないことは、弁護士として10年以上の経験を有する瀧ら5名ならば、容易に判断できたはずです。また、出版より1年以上が経過してから著作権侵害を主張しており、当事務所の名古屋支店開設と時期が重なります。さらに、瀧ら5名が記者会見を使って訴訟を公表し、当事務所および石丸が著作権を侵害したと受け取られてしまうニュースが数多く報じられることになりました。以上のことから、瀧ら5名は、当事務所および石丸の業務を妨害するために提訴したものと疑わざるを得ません。

当事務所および石丸は、この著作権を侵害したとする訴訟によって業務に多大な支障をきたし、大きな損害を被りました。特に、相談者および依頼者からの信頼が何よりも大切な弁護士業にとって、名誉を毀損され、社会的信用を著しく傷つけられたことによる影響は甚大で、損失は計り知れません。以上のような経緯から、瀧ら5名に損害賠償を請求する訴訟を提起することにいたしました。

これからも当事務所は、今後も法律トラブルにお悩みの方をひとりでも多く救済するために全力で邁進してまいります。変わらぬご支援のほど、よろしく願い申し上げます。

**【本件訴訟の概要】**

裁判所：名古屋地方裁判所

原告：弁護士法人アディーレ法律事務所、石丸幸人

被告：瀧康暢ら5名

訴額：956万4020円

**【弁護士法人アディーレ法律事務所】**

アディーレ（ラテン語で“身近な”）では「弁護士をより身近な存在に」という理念の下、代表弁護士石丸幸人を筆頭に、弁護士110名以上を含む総勢600名以上の態勢で、債務整理・交通事故・労働トラブル・刑事事件・離婚問題などさまざまな問題の解決にあたっています。法律事務所としては国内最多となる全国59拠点、相談実績は10万人以上（2014年3月時点）。日本最大のネットワークを持つ法律事務所として、全国各地からのご相談に対応しております。

また、ご相談にみえる方のプライバシーを保護するため「プライバシーマーク」を取得したほか、お車でお越しの方のための「無料駐車場」、お子さま連れの方のための「キッズスペース」など、ご相談しやすい環境づくりを心掛けています。代表弁護士の石丸幸人は、テレビ朝日「スーパーモーニング」、日本テレビ「行列のできる法律相談所」などメディアにも数多く出演しております。

※本ニュースリリースは、司法記者クラブ、名古屋司法記者クラブ、愛知県政記者クラブに配布しております。

[関連リンク URL]

<http://www.adire.jp/>

**<本件に関するお問い合わせ先>**

TEL:03-5950-0268 FAX:03-5950-0276

弁護士法人アディーレ法律事務所 広報部

〒170-6033 豊島区東池袋 3-1-1 サンシャイン 60